

議案第 2 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東久留米市税条例の一部改正)

第 1 条 東久留米市税条例(平成 9 年東久留米市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

(東久留米市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 東久留米市都市計画税条例(平成 9 年東久留米市条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

付則第 4 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年東久留米市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 6 年法

律第46号)の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、規定を整備する必要がある。